

○財務省告示第百二十五号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十七年三月二十日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年四月七日
財務大臣 麻生 太郎

一	名称及び記号	利付国庫債券（五年）（第百二十 三回）
二	発行の根拠 の法律及びそ の条項	財政法（昭和二十二年法律第三 十四号）第四条第一項及び財政 運営に必要な財源の確保を図る ための公債の発行の特例に関す る法律（平成二十四年法律第百 一号）第二条第一項並びに特別 会計に関する法律（平成十九年 法律第二十三号）第四十六条第 一項、第四十七条第一項及び第 六十二条第一項 社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 価格を競争に付して行われる入 札（以下「価格競争入札」とい う。）による発行（以下「価格競 争入札発行」という。）、「価格競 争入札と同時に行われる入札で あって、価格競争入札において 定められた利率をその利率と し、価格競争入札において募入
三	振替法の適 用等	
四	発行方法	

五

方募

別 債 行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 法 入
 参 市 及 入 価 ・ 別 債 発 競 札 格 決
 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争 入 格 競 定
 者 特 国 発 競 I 加 場 入 行 争 の

争 入 札 発 行 一 と いう。)
 市 場 特 別 参 加 者 第 II 非 価 格 競
 る も の によ る 発 行 (一 下 一 国 債
 参 加 者 ごと に 応 募 限 度 額 を 定 め
 て 、 財 務 大 臣 が 各 国 債 市 場 特 別
 し た 後 に 行 わ れ る 入 札 であ つ
 び 価 格 競 争 入 札 の 募 入 の 決 定 を 及
 一 国 債 市 場 特 別 参 加 者 第 I 非
 を 定 め る も の によ る 発 行 (一 下
 場 特 別 参 加 者 ごと に 応 募 限 度 額
 で あ つ て 、 財 務 大 臣 が 各 国 債 市
 競 争 入 札 と 同 時 に 行 わ れ る 入 札
 競 争 入 札 発 行 (一 下 一 非
 と す る も の によ る 発 行 (一 下 一 非
 て 得 ら れ る 価 格 を そ の 発 行 価 格
 の 決 定 を 受 け た 各 申 込 み の 応 募

各 申 込 み の うち 応 募 額 を 順 次 割 り
 も の からの そ の うち 応 募 額 を 順 次 割 り
 当 て る 。
 各 申 込 み の うち 応 募 額 を 案 分 によ り
 割 り 当 て る 。
 各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 ごと の 応
 募 限 度 額 の 範 囲 内 に お いて 各 申
 込 み の 額 を 割 り 当 て る 。

九	八	七																											
		二					ハ					イ					二												
振 額 最		行 争 非 者 特 国 債 市 場					行 争 非 者 特 国 債 市 場					札 非 入 価 格 競 争 入 行					行 争 非 者 特 国 債 市 場					行 争 非 者 特 国 債 市 場							
替 単 位		入 札 発 競 第 II 加 場					入 札 発 競 第 I 加 場					札 発 競 争 入 行					入 札 発 競 第 II 加 場					入 札 発 競 第 I 加 場							
す	額	の	振	五	円	四	万	二	十	七	二	で	た	条	特	で	た	二	利	千	四	百	二	十	三	億	円		
る	の	記	替	万	千	千	円	千	八	万	兆	四	千	一	第	千	二	千	付	四	十	一	億	円	、	、	、		
。	整	載	法	円	三	十	六	十	億	七	千	十	億	四	項	の	に	関	に	規	定	す	る	法	律	第	四	十	
	数	又	の		六	十	六	十	億	七	千	十	億	四	債	の	に	関	に	規	定	す	る	法	律	第	四	十	
	倍	は	規		五	千	五	千	五	百	七	十	億	一	に	規	定	す	る	法	律	第	四	十	七	億	円	、	
	の	記	定		千	五	千	五	百	七	十	億	四	債	の	に	関	に	規	定	す	る	法	律	第	四	十	七	億
	金	録	に		五	千	五	千	五	百	七	十	億	一	に	規	定	す	る	法	律	第	四	十	七	億	円	、	額
	額	は	よ		五	千	五	千	五	百	七	十	億	一	に	規	定	す	る	法	律	第	四	十	七	億	円	、	額
	に	、	る		五	千	五	千	五	百	七	十	億	一	に	規	定	す	る	法	律	第	四	十	七	億	円	、	額
	よ	最	振		五	千	五	千	五	百	七	十	億	一	に	規	定	す	る	法	律	第	四	十	七	億	円	、	額
	る	低	替		五	千	五	千	五	百	七	十	億	一	に	規	定	す	る	法	律	第	四	十	七	億	円	、	額
	も	額	口		五	千	五	千	五	百	七	十	億	一	に	規	定	す	る	法	律	第	四	十	七	億	円	、	額
	の	面	座		五	千	五	千	五	百	七	十	億	一	に	規	定	す	る	法	律	第	四	十	七	億	円	、	額
	と	金	簿		五	千	五	千	五	百	七	十	億	一	に	規	定	す	る	法	律	第	四	十	七	億	円	、	額

十五	十四	十三	十二	十一	十	九	八	七	六	五	四	三	二	一
償還期限	第二期以後の利子	第二期以後の利子	第二期以後の利子	第二期以後の利子	第二期以後の利子	第二期以後の利子	第二期以後の利子	第二期以後の利子	第二期以後の利子	第二期以後の利子	第二期以後の利子	第二期以後の利子	第二期以後の利子	第二期以後の利子

平成三十三年三月二十日	平成三十三年三月二十日	平成三十三年三月二十日	平成三十三年三月二十日	平成三十三年三月二十日	平成三十三年三月二十日	平成三十三年三月二十日	平成三十三年三月二十日	平成三十三年三月二十日	平成三十三年三月二十日	平成三十三年三月二十日	平成三十三年三月二十日	平成三十三年三月二十日	平成三十三年三月二十日	平成三十三年三月二十日
平利てを毎	利子、支その期と十日及び九月十日	成子をその期と十日及び九月十日	三をその期と十日及び九月十日	十二をその期と十日及び九月十日	年をその期と十日及び九月十日	三をその期と十日及び九月十日	月をその期と十日及び九月十日	二をその期と十日及び九月十日	十をその期と十日及び九月十日	日	日	日	日	日

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

規下は期た期平年
 定、、が金と成○
 す、次、その額し、二・
 る号のの、支、七一
 期及翌営、の、の、年一
 日び業日、算、式、九セ
 に第にに、た、に、月、ン
 つ十五に支、だ、よ、二、ト
 い号に払、し、り、十、日
 て同にお、う、算、算、日
 じ。い、い、算、算、日
 。。て、。、算、算、日

十
九

償還金額
元利支額

額面金額
日本銀行
につき
百円

十
八

入札参加

財務大臣から
通知を受けた者

払込期日

平成二十七年三月二十日